

6月は「男女雇用機会均等月間」です

■問い合わせ 総合政策課 男女参画・市民活動推進係 ☎75-2116



毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場での男女の均等な取り扱いについて、労使をはじめ社会一般の認識と理解を深めることを目指しています。内閣府では「ポジティブ・アクション」「ワークライフバランス」「育MEN(イクメン)」などのさまざまなプロジェクトで、男女雇用機会均等を推進しています。

ポジティブ・アクションとは

「わが社は男女とも同じ取扱いをしている」と思っているが固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、不当な差が男女社員の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

ワークライフバランスとは

「仕事と生活の調和」のことで、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指しています。

育MEN(イクメン)とは

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性。または将来そんな人生を送ろうと考えている男性のことです。最近では育ジイ(爺)も活躍しています。



～パートナーからの暴力に悩んでいませんか？～

あなたは大丈夫？まずは相談を！

■問い合わせ

総合政策課 男女参画・市民活動推進係
☎75-2116

誰にも相談できずに、自分ひとりで悩んだり、困ったりしていませんか？自分の近くに、悩んだり、困ったりしている人はいませんか？こんなことで…、このぐらいで…など思わずに、まずはご相談ください。

市町巡回相談を行っています

佐賀県DV総合対策センター相談員が毎月1回(多久市は第3水曜日)、相談に応じます。まずは、多久市相談窓口へ問い合わせください。

【市民生活課 ☎75-6117】

※相談は無料で安全な場所で行います。
※秘密は厳守されます。



男性総合相談 —男性のための電話相談—

【佐賀県DV総合対策センター(アバンセ内)】

男性のあらゆる悩みについて、男性の臨床心理士が電話で相談をお受けします。

相談日 毎月第2・第3・第4木曜日 19時～21時

男性総合相談専用番号 ☎0952-26-0020

《秘密は厳守します》

多久市では相談しにくいと思われる方は、
他機関の窓口を利用することもできます

★配偶者暴力相談支援センター

☎0952-26-0018

火曜日～土曜日 / 9時～21時

日曜日・祝日 / 9時～16時30分

月曜日休み(月曜が祝日の場合はその翌日)

☎0952-26-1212

月曜日～金曜日 / 8時30分～17時15分

(ただし、緊急の場合は24時間)

土曜日・日曜日・祝日 / 休み

★警察 緊急時『110』または最寄りの警察署

・小城警察署 ☎0952-73-2281

・警察総合相談窓口(24時間対応)

#9110 または ☎0952-26-9110

・レディーステレホン県警本部

☎0952-28-4187

★法務局 みんなの人権110番 ☎0570-003-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

子ども人権110番 ☎0120-007-110

★被害者支援ネットワーク佐賀VOISS(ボイス)

☎0952-33-2110 月曜日～金曜日 / 10時～17時

E-mail voiss@f3.dion.ne.jp

